

会員の不正行為による会員処分に関する規則

2009年3月24日 理事会承認

2011年3月29日 理事会一部変更承認

(目的)

第1条 この規則は、会員に「定款」、「細則」、「倫理規定」、「論文投稿・校閲に関する倫理指針」(以下まとめて「倫理規定等」という)に違反する不正行為が生じた場合の会員に対する処分について定める。

(種類)

第2条 処分は以下の通りとし、「会員の不正行為の調査・審理に関する規則」に従った決定による。
除名
会員資格停止及びその期間
論文投稿停止及びその期間
戒告
注意

(除名)

第3条 除名処分は会員の行動が、本会の定款または細則に違反し、学会の事業を妨害したか、または本会の名誉を損なった場合に適用する。

(会員資格停止)

第4条 会員資格停止処分は、会員の行動が故意に、学会の定款または規則類に違反し本会または他の会員に著しく迷惑を与えた場合に適用する。
2 会員資格停止は定款などに定める会員の諸権利(論文の投稿、会誌その他会員資格による購読、本会委員への参加など)を停止するものとする。

(論文投稿停止)

第5条 論文投稿停止処分は、「論文投稿・校閲に関する倫理指針」1章「著者の責務」各号記載の責務に違反した場合に適用する。
2 論文投稿停止処分が決議された場合、会長は、既に論文集等に掲載された当該論文原稿については抹消の手続きをするものとする。

(戒告)

第6条 戒告処分は、会員の行動が定款または規則類に違反し本会または他の会員に多大の迷惑となった場合に適用する。
2 戒告処分が決議された場合、会長は、文書により戒告を行うものとし、当該会員は、再発防止に関する決意書を提出するものとする。

(注意)

第7条 注意処分は、会員の行動が学会の品位を傷つけ、または本会や他の会員に対する迷惑となった場合に適用する。

(公開)

第8条 除名および会員資格停止の処分が決議された場合、会長は、処分対象者の実名と処分内容について会告および会員マイページに公開する。

2 論文投稿停止処分が決議された場合、会長は、処分対象者の実名と処分内容を(抹消手続きを行うときはその旨を含め)会告および会員マイページに公開する。

3 戒告および注意の処分が決議された場合、会長は、実名を伏せ、処分内容のみを会告および会員マイページで公開する。

(処分後の処置)

第9条 除名処分を受けた会員は、評議員会によって名誉回復の決議が行われない限り、本会の会員に復帰することはできない。

2 会員資格停止処分を受けた会員は、その期間中に理事会で会員資格復旧の決議がされない限り、会員資格停止期間が終了するまで会員として復帰することはできない。

3 戒告および注意処分を含め、処分を受けた会員は、理事会の決議による以外は名誉員、永年会員、フェローの資格を失う。

附則

本変更に伴い「論文投稿・校閲に関する倫理指針に違反した場合の調査委員会の発足と罰則規定の申し合わせ事項」は廃止する。